

松本歯科大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

認証評価結果

【判定】

評価の結果、松本歯科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

総評

建学の精神は先達の学訓を範とし、修学による「独立自尊」の理念が、今なお健在な創立者により身を以って誇示されている。その理念に基づいて、学則に 5 項目の達成すべき目標を具体的に明示し、全学のモットーとしている。

教育体制は、歯学部、附属病院、大学院、研究所などが独立性を担保しながら、相互に連携を保って全学的な組織運営を図っている。とりわけ、設置間もない「教育学習支援センター」は、社会と学生のニーズに応えて、教育システムの改善や学習支援の体制を整えており、今後の成果が期待される。

医療人としての全人的教育を期して、キャンパス内に 11 棟の快適な学生寮「キャンパス・イン」を整備している。1 年次は全寮制とし、2 年次生以上も約 3 割が入寮し、大半の学生がキャンパスを生活の場として学園生活を送っている。寮生たちは学内のモダンなレストランで安価な 3 食を楽しみ、学内で深夜まで教育指導を受けられるなど、生活及び修学両面における学生サービスに万全を期している。

教育課程は、医療人の育成をめざしたカリキュラム編成、コンピュータを活用した指導システムなど、カリキュラムの体系化と教育方法に工夫している。

近年の歯学部受験者の減少に対しては、入学募集定員の削減、体験入学や広報活動など積極的に学生確保の方策に努めている。

大学院研究科は、「総合歯科医学研究所」を基盤としている。また、科学研究費補助金は採択件数が多く、研究のための支援整備により研究活動が活性化しているといえる。

職員の組織は、各部署が連携して協力関係を保ち、職員の資質向上への取組みが見られ、教育・研究・診療の支援体制づくりがなされている。

管理運営体制は、理事会と常務理事会によって支障なく機能し、「学事評議会」を中心に管理部門と教学部門の連携の強化に努めている。

財務状況は、健全性を維持して推移しており、会計処理は法令などに準拠して適正に処理されている。入学定員の未充足により学生生徒等納付金が不足し、帰属収入の減少が懸念されるので、より一層財政基盤の安定に努力することが求められる。

広大な校地と自然環境に恵まれたキャンパスには、各施設が機能的に配置され、安全性

とアメニティのある教育研究環境が整備されている。

大学施設の積極的な開放、歯科巡回診療のボランティア活動など、アクティブに地域社会に貢献している。また、企業との共同研究、県内大学との単位互換制度を推進している。

社会的機関としての組織倫理は確立され、学内外の危機管理の体制を構築し、地域社会における責務を果たしている。

平成 15(2003)年に「ハイテクセンター」を建設し、先進的な研究所として高度な研究実績を上げ、平成 18(2006)、19(2007)年には学生寮「キャンパス・イン」を完備し、特色ある修学環境を整えた。更に、平成 20(2008)年には「患者への安全性と快適性を重視した病院」をコンセプトとして新病院を新築し、地域の中核機関として高度の医療を提供し、学生の臨床教育に努めるなど、総じて、特に最近 5 年間における活動は高く評価できる。

松本台地に広大な校地と自然環境に囲まれた開放的な独自の一大キャンパスを擁し、現在も創立者自らが「独立自尊」の建学の精神を垂範している、まれな大学である。

基準ごとの評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

「建学の理念」は、佐久間象山や福沢諭吉の学訓を範とし、修学による「独立自尊」の精神が、健在な創立者（現理事長）により身を以って誇示されている。その建学の理念に基づく大学の基本理念については、「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットーとして、学則に 5 項目の達成すべき目標が具体的に明示され、建学の理念を具現化する努力が認められる。

大学の使命・目的は、学則に定められ、大学ホームページ、大学パンフレット、大学手帳、学生シラバスに掲載し、学生イントラネットと職員イントラネットなどの媒体を介して、大学への認識と共感を得るよう常に学内外に周知を図っている。

とりわけ、創立者が理事長として気概をもって大学運営に当たっている。いわば、創立者自らが建学の精神を垂範している、まれな大学といえる。

【優れた点】

- ・建学の精神は、創立者による漢文調の「建学の理念」として掲げられ、学内の教職員・学生に周知され、学外に公表されている。特に、毎月発行の広報誌に、創立者の時局問題に関する見解が示されている点は評価できる。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

基本的な体制として、適切な規模の歯学部、附属病院、図書館、大学院、「総合歯科医学研究所」などが、独立性を担保しつつ、相互に連携を保っている。「総合歯科医学研究所」は大学院の基盤組織として十分機能している。

設置間もない「教育学習支援センター」は専任教員 4 人が配置され、社会・学生のニーズに応えた教員と学生の教育改善・学生の学習支援の機能を遂行する上で有益な体制であり、今後の成果が期待される。

医療人としての人間形成の一環として、教養科目が 1、2 年次のカリキュラムに組み込まれている。学生寮「キャンパス・イン」が整備され、特に、新入生には全人的学習支援を行うための全寮制度が導入されている。2～6 年次生も、約 3 割にあたる学生が希望して入寮している。

教育方針決定などについては、各々の該当委員会・会議を通して全学的な意思統合に基づいて組織運営を図っている。

【優れた点】

- ・学部講座の縦型の研究組織の壁を撤廃し、学際的な研究の推進を図っている点は評価できる。
- ・「総合歯科医学研究所」は大学院歯学独立研究科の基盤組織として設備・指導体制ともによく整備されている点は評価できる。

基準 3 . 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

教育目標、教育内容が募集要項、ホームページで公表されており、社会が求める歯科医師像に応えるべく、歯科医師を志す学生の教育課程の体系化と教育方法の工夫に努めている。具体的には、導入教育時期からの医療人の育成を目的とした「医療人行動学」の新設による倫理教育や、外部講師を招いた接遇研修及び少人数制の授業形態やチュートリアル教育の実施、更には、ほとんどの科目で授業終了時に行う「ポストテスト」と全科目の問題をまとめて出題する「ウィークリーテスト」の実施などである。それらは、学内 LAN 環境によるコンピュータを活用した教育システムとして、学生は成績の確認や各自の復習に活用し、教員はフィードバック講義の資料作成などのために容易に閲覧可能なシステムとなっている。

また、歯科医学教育の変化に対応するために、「教育学習支援センター」が新設され、教育効果を考慮しつつ中長期的な支援体制を構築しようとしている。

基準 4 . 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の理念を具現化した「歯科医学・医療を通して社会に貢献するという意欲」「専門教育に不可欠な基礎学力」及び「主体的な学習能力・態度」を基にしたアドミッションポリシーが明確にされ、その広報活動が募集要項、ホームページ、進学ガイダンスを通して実施されている。入学の選抜にあたっては、多角的な入学者選抜基準を設け、総合的な判定が採用されている。また、ここ数年の歯学部志望者の減少に対する改善策としては、募集人員の削減、一日体験入学や校友会活動、編入学の弾力化、学生生活環境対策や研究業績の積極的な広報活動などが実施されている。1、2 年次の退学者の増加傾向に対しても、原因の分析と新たな方策が検討されている。

学習支援は、学年主任を中心に、学生寮「キャンパス・イン」をはじめ、チューター制、オフィスアワー、インターネット環境、講義出欠席管理など良好な支援体制が整備され、適切に運用されている。

学生サービス、厚生補導は学習支援と密接に関連しており、学生イントラネットや携帯メール配信システムにより迅速な情報伝達と相談体制がとられている。また、低価格で 3 食取ることができる食堂サービスや生活困窮者への独自の経済的支援が実施されている。

【優れた点】

- ・ 6 年次生の個別チューター、学生寮「キャンパス・イン」、オフィスアワー、インターネット環境、講義出欠席管理などの学習支援体制の整備とその活用に積極的に努めていることは高く評価できる。
- ・ 学生イントラネットや携帯メール配信システムによる迅速な情報伝達、また、学生の健康面、経済性、快適性に配慮した 5 つの食堂施設の運営は高く評価できる。

基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

歯学部及び大学院においてより効果的で優れた教育を行うべく、教員の適切な配置に努力している。

教員の採用・昇任などに関する規程・規則に従い、魅力ある大学環境の構築と女性教員が働きやすい職場環境の整備により、若手教員の一層の充実及び女性教員の補充に努めている。

FD(Faculty Development)研修会は過去 2 年間に年間 6～9 回（ワークショップ形式の

ものを含む)行われており、教職員の資質向上に役立てている。

任期制が一部の教員(助教)に導入され、研究活動を活性化しようとしている。

大学院担当教員には、資格更新制度を設け、一定期間内に資格審査を行い、たゆまない研究推進活動を求めている。結果として、文部科学省・科学研究費補助金の高採択率を達成している。

【優れた点】

- ・科学研究費補助金は、過去2年間、採択件数が多く保たれており、教員の研究活動の支援体制が整っていると評価できる。

基準6 . 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

職員の組織については、各部署が連携し協力・共同関係を保ちながら各種委員会の情報・連絡事項などを共有し、縦割り組織の弊害がないよう事務組織全体で協力体制を築いている。採用については公募制にて公正な選考基準により決定しており、昇任・異動についても異動計画により適切に実施している。

職員の資質向上のための取組みについては、教育研究環境の急速な変化に伴う多様化と専門化に対応するため、学内研修の実施に加え、外部研修へも積極的に参加して、資質向上と意識改革を推進している。

教育研究支援のための事務体制については、教育支援部署・研究支援部署に相当数の職員が配置され、きめ細かい支援体制が構築されており、教員が教育・研究・臨床に専念できる環境づくりに努めている。

基準7 . 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

管理運営体制は、大学の目的を達成するため、適切に整備されている。理事会と常務理事会との関係は、とかく常務理事会に偏重することが懸念されるが、常務理事会は常務執行機関として、管理運営に関する事項や執行計画の企画立案を審議し、理事の職務執行を監督する理事会と連携して円滑に機能している。

管理部門と教学部門は、学事運営を能率的に行うため、月例の「学事評議会」を設置し、各部門の長が全学的な運営に要する組織間の連絡・調整を図って、各部門の連携の強化に努めている。

自己点検・評価活動については、改善のための自己点検・評価であることを再認識し、短中長期ビジョンを策定して事業計画に反映するなど、自己点検・評価の結果の活用に努めている。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するための財務状況は健全性を維持し推移している。学生生徒等納付金が帰属収入の大半を占める中、入学募集定員未充足により帰属収入の減少が懸念されるので、財政基盤の安定のために学生数の安定的確保はもちろんのこと、それ以外においても財源の拡大を図るための努力が望まれる。会計処理については法令・規程に準拠し適正な処理がされており、会計監査では監査法人による外部監査及び監事による内部監査を実施し監査機能を果たしている。

財務情報の公開については、広報誌やホームページへの掲載及び財務諸表が備付けで閲覧可能な状況にあり、一層の説明責任を果たすべく情報公開に努めている。

教育研究充実のための外部資金の導入などについては一定の成果を挙げている。特に、科学研究費補助金は、全学的な支援体制のもと、私立歯科系大学でトップクラスに入る高採択率を保っていることは高く評価できる。それ以外の外部資金の確保が課題であり、補助金収入、寄附金収入、事業収入、資金運用収入による財政確保の更なる拡大が望まれる。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

広大な校地と自然環境に恵まれたキャンパスには、独立した野球場と日本陸連公認の陸上競技場、本館、大小の講義館、AV 機器を備えた実習館、大学院の基盤組織である「総合歯科医学研究所」、平成 15(2003)年にその附属施設として竣工した「ハイテクセンター」、蔵書 16 万冊を擁した図書館と図書会館、日本水泳連盟公認の 25m 競泳プールを備えた体育施設、レストランやカフェテリアを備えた創立 30 年記念棟、個室 368 室に多目的セミナー室やチューター室を備えた学生寮「キャンパス・イン」がある。そして、地上 4 階地下 1 階、歯科診察用診察台であるチェアユニット 108 台、病床数 31 床を備え平成 20(2008)年 4 月に開院した病院が敷地内に機能的に配置されている。これらは、安全性とアメニティを確保した教育研究環境として整備・運営されている。

設備は、大学設置基準を満たしており、建物すべてに無線 LAN 環境が敷設され、機能的な配置と整備された良好な教育環境のもとで有効活用され、地域住民への施設利用によ

る社会貢献度も高く、相互の交流を図っている。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学の物的・人的資源の社会提供においては、大学の方針として開学以来、大学施設を諸団体や地域社会に積極的に開放し、また災害時緊急避難場所としても提供して、開かれた大学として地域社会へ大いに貢献している。

企業や他大学との関係においては、企業との共同研究が活発に行われており、また、県内大学との単位互換制度を推進している。外国の大学などとの交流においても、共同研究や学術協定、友好協力協定や姉妹校の締結に幅広い分野で活発な交流がなされている。

大学と地域社会との協力関係においては、障害者施設などへの歯科診療やボランティア活動を積極的に行い、地元自治体や各種団体からの要請・要望にも応えて、良好な関係が構築されている。

【優れた点】

・企業との共同研究は県内の多くの企業が参画し活発に交流している。特に、企業との共同出願も含めた特許申請においては、高い比率で登録済みであることは評価できる。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

高度医療人を養成する社会的機関として、就業規則で法令の遵守を規定し、一般社会人・大学人としての（学術研究倫理を含む）諸規程・規則・指針が整備・運営されている。

セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント及びジェンダーハラスメントの防止については、「松本歯科大学ハラスメント等の防止に関する規程」を整備し、上記以外のハラスメントも含め、その防止に努めている。

災害・火災・事故・犯罪・情報ネットワークなどに対する危機管理に関するマニュアルや規程を整備し、一部では訓練も行っている。「緊急地震速報システム」を積極的に導入し、緊急時の連絡体制も組織されている。

学内外に対する広報活動には限界があるが、積極的な運用努力がなされている。

多数の研究成果を学内外へ周知させるべく、冊子「松本歯学」などにまとめて掲載している。